

第二十五回

大津町農業委員会

令和七年七月十日

第25回大津町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月10日(木) 9:30から10:40

2. 場 所 大津町役場 3階 会議室302AB

3. 出席農業委員 (11人)

2番 東 一夫	3番 西村 千香	4番 藤本 勝昭
5番 宮崎 京子	6番 宮崎 恵美	7番 府内 公生
8番 岩本 勝	9番 今村 太	10番 大村 礼美
11番 荒木 博文	12番 津田 恵美	

出席農地利用最適化農業委員 (6人)

5番 大田黒 淳次	8番 荒木 幸一	9番 石原 龍二
11番 和田 勇一郎	13番 池田 直美	16番 松永 富幸

4. 欠席農業委員 (1人)	1番 古庄 廣継	
欠席推進委員 (2人)	10番 西本 和重	12番 野村 哲也

5. 議事日程

日程第1	開 会
日程第2	議事録署名委員の指名
日程第3	会期の決定について
日程第4	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
日程第7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
日程第8	議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
日程第9	議案第6号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤 孝浩 事務局次長 府内 優也 事務局 堀江 大成

7. 会議の概要 別紙のとおり

【令和7年7月10日 第25回定例総会議事録 別紙】

事務局 定刻になりました。皆さんお揃いですので、定例総会を始めてよろしいでしょうか。

それでは、荒木職務代理者から開会の宣言をお願いいたします。

職務代理 ご起立をお願いします。みなさん「おはようございます」。着席をお願いします。只今から令和7年7月、第25回定例総会を開会いたします。

事務局 日程第1、開会、開会に当たり、津田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 挨拶あり。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の成立ですが、本日は、農業委員過半委員が出席されておられますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に議長選出ですが、議事進行につきましては、会長をお願いします。

会 長 それでは、議長ということですので議事を進めさせていただきます。

日程第2、議事録署名委員の指名です。9番 今村 太委員と
10番 大村 礼美委員をお願いします。

日程第3、会期の決定についてです。お諮りします。7月の第25回定例総会は、本日1日を持って終了としたいと思いますが、ご意見はございませんか。

賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。7月の第25回定例総会は本日1日をもって終了とします。

議案審議に入ります。日程第4、議案第1号を上程いたします。

今回1件の申請がなされており、4条の1は5条の2と一体的な転用となっておりますので、5条の2の時に一括して審議いただきます。

続きまして日程第5、議案第2号を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

- 事務局 それでは、議案第 2 号、農地法第 5 条に係る申請についてご説明いたします。
議案書は 2 P～3 Pをお願いいたします。今回 6 件の申請がなされております。
- 5 条の 1 意見書（案）は 2 P、申請地見取図は 3 P～4 Pをお願いいたします。
- 申請地は大字灰塚地内の農地です。
- 1 の転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で所有権の移転です。
- 農地の区分は、第 1 種農地に該当しますが、例外規定の集落接続に該当し、転用は可能です。以上、事務局の説明を終わります。
- 会 長 次に現地調査と小委員会の結果を、灰塚地区ですので岩本委員から説明をお願いします。
- 岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
- 申請地は、大字灰塚地内で、集落内にある有料老人ホームの南約 20 m の所に位置する農地です。
- 申請内容は特定建築条件付売買予定地です。
- 以前より要望があり、検討した結果、町中心部から近く、すでに購入を希望する方もいるなど住宅購入の需要が見込まれたことが申請の理由となっています。
- 申請物件が建設されることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
- 現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
- ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 会 長 農業委員の説明が終わりました。
- 灰塚地区担当は西本推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。
- 事務局 西本委員より「特に意見はありません」と連絡があっております。
- 会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
- それでは審議に入ります。
- 現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
- 石原委員 転用箇所の一部について、以前は 1m 程低く、今回の転用の関係だと思われますが、半年ほど前に盛土しています。事業着工前で行っても良いのでしょうか。

事務局 現地調査前の巡回で、草が生い茂っているのを確認したため草刈りの依頼はしました。盛土の件は今回初めて聞きましたので、土地改良届出や、農地法について理解していないのであれば始末書の提出、盛土規制法による届出などの提出を求めるかどうか、確認したいと思います。

会 長 他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の1 特定建築条件付売買予定地への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の2について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の2、こちらは4条の1と関連の案件になります。
意見書(案)は3P、申請地見取図は5P～6Pをお願いいたします。
申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は貸駐車場で、所有権の移転です。

現地調査時には、農地の区分を第2種農地とご説明しておりましたが、県北広域本部農業普及・振興課の転用担当に確認したところ、特定土地改良事業等の施行区域内にある農地と判明したため、第1種農地となる判断となりました。さらに確認したところ、例外規定の集落接続に該当することが判明したため、転用は可能です。

4条申請されている全体面積は1,248㎡となっており、5条申請分と合わせて3,272㎡となっています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので、私の方から説明します。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、人権啓発福祉センターの南約120mに位置する農地です。

申請の内容は、貸駐車場です。申請地周辺で企業の進出や宅地化が進んでおり、駐車場の需要が見込まれることから、今回の申請となりました。

申請地の隣接地に農地がないことから、日照、通風等への影響も問題ないと思われま

す。現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5 条の 2、貸駐車場への転用による所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

併せまして、関連案件であります 4 条の 1 について、委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

4 条の 1、貸駐車場への転用については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5 条の 3 について事務局の説明を求めます。

事務局 5 条の 3 意見書(案)は 4 P、申請地見取図は 7 P～8 Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

1の転用目的は工場への転用で、40年間の賃借権の設定です。
農地の区分は、第1種農地に該当しますが、例外規定の就業機会の増大に該当し、転用は可能です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字平川地内で、多々良地区集会所の東側から南側にかけて隣接する農地です。
申請の内容は、工場です。
取引先の生産数増加を見込んで、機械の設置や保管、運用するスペースを確保する必要があることから今回の申請となりました。
申請物件が建設されることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は池田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特に何もありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

5条の3、工場への転用で、40年間の賃借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の4について事務局の説明を求めます。

- 事務局 5条の4 意見書（案）は5 P、申請地見取図は9 P～10 Pをお願いいたします。
- 申請地は大字引水地内の農地です。
- 1の転用目的は個人住宅への転用で、40年間の使用貸借権の設定です。
- 農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある第2種低層住居専用地域となっていることから「第3種農地」に該当し、転用は可能です。
- 以上、事務局の説明を終わります。
- 会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果についてですが、古庄委員が本日欠席となっておりますので、現地担当の宮崎京子委員から説明をお願いします。
- 宮崎委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
- 申請地は、大字引水地内で、法務局から南東約400mの所に位置する農地です。
- 申請の内容は、個人住宅です。
- これまで賃貸アパートで生活を営んでおり、家族が増えたことで居住スペースが不足することから、今回の申請となりました。
- 申請物件が建設されることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
- 現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
- ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 会 長 農業委員の説明が終わりました。
- 引水地区担当は和田推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。
- 委員意見 特にありません。
- 会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
- それでは審議に入ります。
- 現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
- （質問・異議なし）
- 許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
- （全員挙手）

全員賛成と認めます。

5条の4、個人住宅への転用による40年間の使用貸借権の設定については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、5条の5については、事業計画の変更4と同時申請となっておりますので、事業計画の変更4の時に一括して審議します。

続きまして、5条の6について事務局の説明を求めます。

事務局 5条の6 意見書（案）は7P、申請地見取図は13P～14Pをお願いいたします。

申請地は大字杉水地内の農地です。

1の転用目的は通路及び駐車場で、所有権の移転です。

農地の区分は、他の農地区分に該当しない、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地となっていることから「第2種農地」で、代替地の検討もされていることから転用は可能です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、杉水地区ですので私の方から説明します。

津田委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字杉水地内で、人権啓発福祉センターの東約170mに位置する農地です。

申請の内容は、通路及び駐車場です。

隣接林地で開発を行うにあたり、申請地を含めて一体的な開発を行う必要があることから、今回の申請となりました。

申請物件が建設されることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。

杉水地区担当は松永推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 周辺の山林について、月に2,3か所の開発の立ち合いに参加しています。既にアパートが多く建っており、農道の交通量が増えることが課題です。町としてもこの課題について考えていただきたいと思います。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、「許可相当」の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の6、通路及び駐車場への転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第6、議案第3号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による事業計画の変更についてご説明いたします。
議案書は4～7Pをお願いいたします。今回4件の申請がなされております。

事業計画変更の1 議案書は4P、意見書(案)は8P、申請地見取図は15P～16Pをお願いいたします。

申請地は大字平川地内の農地です。

事業計画の変更は、平成19年3月29日付で事務所・倉庫・工場への転用が許可されていきました。当時の社会情勢等により計画を見直す必要があり、工事を一時中断していましたが、増産に向けて受注計画の見通しが立ったことから工場・事務所を計画し、今回事業計画の変更申請が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、平川地区ですので府内委員から説明をお願いします。

府内委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。

申請地は、大字平川地内で、自動車生産業を営む法人の南約200mに位置する農地です。

申請の内容は、社会情勢の変化により一時中断していた申請地工事を、受注計画の見通しが立ったことから「事務所・倉庫・工場」から「工場・事務所」に変更するものです。

申請物件が建設されることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。

現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
平川地区担当は野村推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預かっていますか。

事務局 野村委員より「特に意見はありません」と連絡が来ております。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 環境美化センターの外周道路が申請地で行き止まりとなっています。工場が新たに建設されるにあたり、この道路を使用されるかどうかは事務局で確認していますか。

事務局 道路の使用に対する要望等は確認されていません。

会 長 他のご意見、ご質問等はありませんか。

西村委員 今回の変更について、既に農地でない箇所を審議する理由について伺います。

事務局 許可を受けた当初の計画から、建設予定物が変更になったためです。

西村委員 申請地付近の交通量は増えるので、安全対策は必要だと考えます。

事務局 既存の工場がある中で、新たな工場が作られるわけでありますので、おっしゃられた通り交通量は増えていくと想定されます。変更申請の中でも安全対策をしっかりとやっていくと記載されていますので、こちらとしても安全対策はしっかりとするよう申請者に申し上げていきます。

会 長 他のご意見、ご質問等はありませんか。
 (質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
 (全員挙手)
全員賛成 又は 賛成多数) と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の1については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、事業計画変更の2について事務局の説明を求めます。

事務局 事業計画変更の2、議案書は5 P、意見書(案)は9 P、申請地見取図は17 P～18 Pをお願いいたします。
申請地は大字吹田地内の農地です。
事業計画の変更は、令和4年8月4日付で宿舍への一時転用が許可されてい
ました。関連企業の工場建設を行うための作業員の宿舍として建設されまし
たが、新たに工場建設が予定されたことで、受注した際に対応できるよう、一時転
用の期間の延長を行う必要があり、事業計画の変更申請が提出されています。転
用目的は変わらない期間の延長です。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、吹田地区ですので
東委員から説明をお願いします。

東委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字吹田地内で、吹田団地の南西部、国道57号沿いに位置する
農地です。
申請の内容は、一時転用期間の延長です。
既に建設されていることから、日照、通風等への影響も問題ないと思われま
す。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
吹田地区担当は大田黒推進委員ですが本日欠席です。事務局で何か意見は預
かっていますか。

事務局 大田黒委員より「特に意見はありません」と連絡がっております。

- 会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
- 西村委員 一時転用後、農地への復元は可能なのでしょうか。今回期間延長してから、やっぱり別の用途で転用したいなどの申請があった場合はどうなるのでしょうか。
- 事務局 基本は、一時転用の用途が済んだ時点で農地へ復元する必要があります。既設の建物を生かして別の用途に転用したい場合などは要相談案件となります。
- 石原委員 農地への復元についてです。表土を剥いで保管しておき、用途が済んだら元に戻す、という手法を取られているのか、表土の上に砕石等設置して、用途が済んだら砕石等を除去する、という手法を取られているのか確認されていますか。
- 事務局 確認はしていませんが、一時転用が終わった場合は、農地への復元は必ずしていただくように指導を行います。
- 会 長 他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
それでは審議に入ります。
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。
- 農地法第5条の規定による事業計画変更の2については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。
- 続きまして、事業計画変更の3について事務局の説明を求めます。
- 事務局 事業計画変更の3、議案書は6 P、意見書(案)は10 P、申請地見取図は19 P～20 Pをお願いいたします。
申請地は大字室地内の農地です。
事業計画の変更は、令和4年9月5日付で仮設事務所・駐車場への一時転用が許可されていました。関連企業の工場建設を行うための作業員の仮設事務所及び駐車場として建設されましたが、新たに工場建設が予定されたことで、受注した際に対応できるよう、一時転用の期間の延長を行う必要があります、事業計画の変更申請が提出されています。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果を、室地区ですので岩本委員から説明をお願いします。

岩本委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字室地内で、大津支援学校の道路を挟んだ北側に位置する農地です。
申請の内容は、一時転用期間の延長です。
既に建設されていることから、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
室地区担当は石原推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 特にありません。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

岩本委員 一時転用が終わった後の農地への復元は不可能と考えます。

事務局 申請地は第3種農地であり、一時転用が終わった際、転用申請が出る可能性もあります。そうでない場合は農地へ復元するよう指導していきます。

会 長 他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。
(質問・異議なし)
許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の3については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして、事業計画変更の４について事務局の説明を求めます。

事務局 事業計画変更の４、こちらは５条の５と関連の案件になります。
議案書は７Ｐ、意見書（案）は１１Ｐ、申請地見取図は２１Ｐ～２２Ｐをお願いいたします。
申請地は大字大津地内の農地です。
事業計画の変更は、令和５年６月３０日付で特定建築条件付売買予定地への転用が許可されていました。住宅購入予定者からのキャンセルや、建築資材価格の高騰により計画を見直す必要があり、未着工となっていました。事業継承者がコインランドリーを計画し、今回事業計画の変更申請が提出されています。
以上、事務局の説明を終わります。

会 長 説明が終わりました。次に現地調査と小委員会の結果についてですが、古庄委員が本日欠席となっておりますので、現地担当の宮崎京子委員から説明をお願いします。

宮崎委員 現地調査及び小委員会の報告をいたします。
申請地は、大字大津地内で、コンビニエンスストアの北約１００ｍに位置する農地です。
申請の内容は、着工ができなくなった特定建築条件付売買予定地を、事業実績がある事業継承者から提案を受け、事業を継承し、転用目的をコインランドリーに変更するものです。
申請物件が建設されることによって農地の分断は生じず、日照、通風等への影響も問題ないと思われます。
現地調査後の小委員会審議では、「許可相当」の意見でした。
ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 担当農業委員の説明が終わりました。
大津地区担当は荒木幸一推進委員です。今回の申請についてご意見等はございませんか。

委員意見 意見はありませんが、排水、日照について現場で確認しました。排水は県建設課と協議していくこと、隣接地との間はフェンスを設置するとのことで日照は問題ないと思われます。今後も隣接者と協議していくとのことでした。

会 長 担当農業委員、最適化推進委員の説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
現地調査及び小委員会の結果は、許可相当の意見です。他の委員の、ご意見、ご質問等はありませんか。

西村委員 転用許可が下りた後は、何年か実施しなくても問題はないのでしょうか。

事務局 今回の件は、県に事情を説明して相談した際には、致し方ないとの回答でした。

会 長 今回のように実行されていない案件は増えてきていますが、今後とも審議をしっかりと行っていきたいと思います。

それでは審議に入ります。

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

農地法第5条の規定による事業計画変更の4については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

併せまして、関連案件であります5条の5について、委員のご意見、ご質問等はありませんか。

(質問・異議なし)

許可相当に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

5条の5、コインランドリーへの転用で所有権の移転については、原案のとおり可決とし、農業委員会の意見書を添えて許可権者である県へ提出します。

続きまして日程第7、議案第4号について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 国の法改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・1本化されます。

これに先駆けて、昨年11月から議案の記載方法を変更しております。

令和7年4月以降は、基盤強化法による利用権設定も、基盤強化法による所有権移転も、中間管理事業推進法による貸し借り及び売買(公社売買)となります。

それでは、議案第4号についてご説明いたします。

議案書は8P～26Pとなります。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権設定)の意見についてご説明申し上げます。

今月の申請は38件で、全て一括方式となり、申出書面積の合計は407,595㎡（約40町7反）です。

貸人、転貸人、借人、経営面積、利用権を設定する農地等につきましては議案書に記載のとおりです。

審議の結果、今回の計画（案）が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は同法同項2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業にも常時従事すると認められると判断されます。

なお、今回の申請件数が多くなった理由として、大津牧場跡地、164,050㎡（約16町4反）を担い手である4経営体が借り受ける案件が含まれていることが挙げられます。

また、10月契約開始分を含めたことが挙げられます。より多くの案件について、農業公社による12月末の賃料の口座振替・振込に対応できるように、通常より1か月先の分についても申請を受け付けております。11月及び12月開始分につきましては、初回のみ農業公社を通さず、直接農地所有者に賃料を払っていただくことになります。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
時間を設けますので、内容の確認をお願い致します。

大村委員 2番の借人の住所に誤りはありませんか。

事務局 資料を確認しましたが、誤りはありません。

石原委員 酪農業を営む方々の牧草を植えるための農地が不足しているという状況に変わりはありましたか。

事務局 依然として、農地が不足している状況に変わりはありません。

会 長 それでは審議に入ります。
農用地利用集積等促進計画（案）についてご意見・ご質問等はございませんか。
（意見・ご質問なし）

それでは、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画（案）について、これを決定し、計画書作成を要請することに賛成の農業委員は、挙手をお願いし

ます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

議案第4号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(利用権)については、これを決定し、中間管理機構へ計画書作成を要請することとします。

続きまして日程第8、議案第5号について上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第5号についてご説明いたします。

議案書は27Pとなります。議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項による農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の意見についてご説明申し上げます。令和7年4月以降の売買に伴う所有権移転については、中間管理事業推進法による売買事業となります。

抵当権等の整理・代金支払い・登記事務など農業者が安心して所有権の移転ができること、また、農地集積を図るための県内唯一の公的機関であり、大津町も含めた県内の自治体が出資している団体である「財団法人熊本県農業公社」が、旧農業経営基盤強化促進法に基づき農地中間管理機構の事業の特例として実施する「農地売買等事業」を活用し実施しています。

農振農用地区域内の農地が対象です。

今月の所有権移転申出書・計画書の件数は3件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、所有権移転内容につきましては議案書に記載のとおりです。

申出書面積の合計は、10,628㎡(約1町)、対価の合計は10,452,600円です。

譲渡人の規模縮小に伴い、農業公社が買い入れる計画です。

以上、事務局の説明を終わります。

会 長

事務局の説明が終わりました。

それでは審議に入ります。

農用地利用集積等促進計画(案)の所有権移転についてご意見・ご質問等はありませんか。

(意見・質問なし)

それでは、大津町長が定めた農用地利用集積等促進計画の所有権移転について、これを決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(全員挙手)
全員賛成と認めます。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条による農用地利用集積等促進計画(所有権移転)については、原案どおり承認・決定とし
公益財団法人熊本県農業公社へ農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。

続きまして日程第9 議案第6号を上程いたします。
その他について事務局から審議案件はありますか。

事務局 (事務局次長が資料を説明)
お手元に配布しております「R7. 7. 10 総会時 委員配布資料」をご覧ください。

- ・7月の現地調査及び小委員会予定について
(案はR7. 8. 4(月) 午前9時00分～ 2階 町民協同ルーム)
- ・7月の定例総会予定について
(案はR7. 8. 12(火) 午前9時00分～ 2階 町民協同ルーム)
- ・令和7年度大津町「地域計画」の変更(第2回)に係る意見の確認
- ・農業委員・推進委員合同研修会及び懇親会(暑気払い)の開催について
- ・熊本県農地利用最適化推進記念大会及び先進地研修について
- ・毎月の【農業委員会活動記録簿】の提出について(お願い)

会 長 他にございませんか。何もないければ、本日、農業委員会に付託してありました議事日程につきましては、すべて終了しました。最後に閉会を、荒木職務代理者をお願いします。

職務代理 これをもちまして、令和7年7月の第25回農業委員会定例総会を終了いたします。大変お疲れ様でした。

令和7年7月10日

本日の審議は、上記のとおり相違ないことを証明いたします。

議 長 津田 恵美

議事録署名委員 今村 太

議事録署名委員 大村 元美